

穂豊帆 21

[hohoho 21]

令和7年5月
(2025年)

第227号

山形市農業委員会

〒990-8540

山形市旅籠町二丁目3番25号

TEL 023-641-1212 (内線 773)

出荷前の
作業の様子



株式会社 千歳園

千歳地区で主力商品のユリを栽培している園芸農家です。また、イチゴの栽培をしてJA山形の直売所にも出荷しています。

株式会社 千歳園では、ユリの直売所「ゆりしごと千歳園」を運営しています。
ぜひ、ご来店ください。

●農業委員会の活動報告

- ・地区別農政懇談会開催 2P
- ・女性農業者の集い開催 3P
- ・女性の農業委員会活動推進シンポジウム 3P

●地域情報

- ・みんなの広場 4P
(出羽地区 青山 裕子 さん)

●お知らせ

- ・全国農業新聞 2P
- ・農地パトロール実施のお知らせ 4P
- ・令和7年賃借料情報について 4P
- ・農地中間管理事業の利用について 5P
- ・農業者年金現況届について 6P
- ・許可等日程のお知らせ 6P

「農業・農地の次世代への継承」 国土と農地を守ろう!!

地区別農政懇談会を開催しました

市内21地区において、地区別農政懇談会を農業委員と農地利用最適化推進委員が中心となって開催し、たくさんの方の皆様より参加をいただきました。

懇談会では、各地区の農業を取り巻く諸問題等について、次のような意見・要望がありました。これらについて、今後、農業委員会で協議を行い、市、県、国や関係機関に提言・要望してまいります。

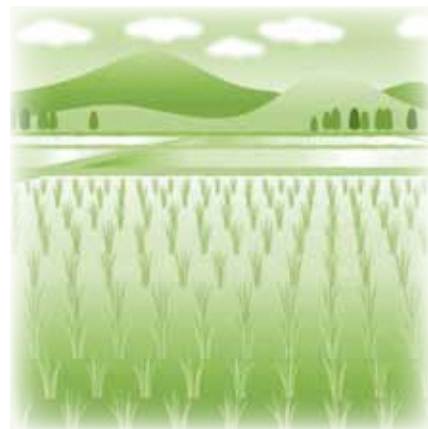
【内容一部抜粋】

【担い手支援】

- ・ 昨今の農業経営において農業機械導入は必須であり、農業機械支援事業の対象者・対象事業の拡大と補助率・補助上限等の拡充等の見直しを検討してもらいたい。

- ・ 農業に魅力を感じる、また、農業者が安定して経営するための農業所得対策（所得補償、行政からの支援・補助金の増額、親元就農の更なる充実化等）を実施してほしい。

- ・ 行政が主体となつて、これからの担い手である若者（20～30代）の意見を聞く機会・集会等を設けて、若者の農業観を把握してほしい。



【鳥獣被害対策】

- ・ 中山間地域では、鳥獣被害は日常的な被害となり年々増加しているが届け出は少なく耕作放棄も考えられる。電気柵設置も個々で行われているが要望、設置は当該年度で行われるようお願いしたい。また、家庭菜園でも設置できたり、地域全体で実施できる体制を推進してもらいたい。駆除数の周知、報酬の増額等も考えてほしい。

- ・ 鳥獣対策は中山間地にとっては農業経営の死活問題である。対応が必要な時に即必要な支援措置（補助金手続きの簡素化・スピード決裁化）をできるように講じてほしい。

【新規就農支援】

- ・ さくらんぼトレーニングファームで習得する技術（高温対策技術等）についても、一般農家にもどんどんと発信してほしい。

- ・ 参加を希望する農家が増加するためにも、広報活動を強化してほしい。
- ・ 新規就農者への、経営開始資金の給付期間を3年から5年へ延長してほしい。

【中山間地域対策】

- ・ 中山間地はインフラの整備が進んでなく人口減少が進み農業維持も厳しい状況である。中山間地の農業を維持するためにも、中山間地域直接支払交付金の手続き簡素化、交付金単価の引き上げをお願いしたい。

【遊休農地対策】

- ・ 多面的機能交付金で遊休農地が除外されるが、遊休農地を解消するために構成員だけでは大変になっている。担い手が少なくなっている今、遊休農地解消法の検討をお願いしたい。

【農地中間管理事業】

- ・ 令和7年度から、借り手および貸し手から手数料が徴収される。農家のコスト増にもつながり制度の廃止をお願いしたい。

【物価高騰対策】

- ・ 山形市の農業資材、燃料油価格高騰への対策について、今後継続的な支援をお願いしたい。

【その他】

- ・ 再生産が出来る農産物価格の適正化の仕組みを構築してほしい。

全国農業新聞は、週刊の農業専門紙として、土地問題、先進的な農業経営・栽培技術に取り組む農業者の事例、新規就農者への支援など、様々な角度から情報提供を行っています。

週刊 金曜日発行
月700円、年8,400円
(消費税込み)

申し込みは農業委員会事務局、または農業委員へお問い合わせください。



女性農業者の集い開催

令和7年2月27日、恒例となりました「女性農業者の集い」が行われ、寒河江市で農薬や化学肥料に頼らない有機農業を営んでおられる「お日さま農園」の西尾沙織さん（寒河江市農業委員）のお話を伺いました。「仲間と語ろう〜自己実現のため今できること〜」今大切にしていることをテーマに西尾さんが新規就農してから13年間の経験から、農業に対する想い、苦労されたこと、子育てとの両立、地域との関わりなど、いろいろお話しして下さいました。「身土不二」（人間が風土に合わせて暮らしていくこと）を大事にされ、自分たちのことだけでなく、「お日さま農園」に関わる多くの人たちのことにまで想いを馳せていることに大きな感銘を受けました。

また、「お日さま農園」の考えに共感し新規就農を志す実習生の受け入れも積極的になされ、たくさんのご苦労や失敗から学んだことを惜しみなく伝え、共に働く仲間として、より良い働き方を模索されていました。本当に素晴らしいと思います。講演の最後には、「自分たちの住む大切な地域を守っていききたい、取り巻

く環境（畑や田んぼ、里山）の価値を多くの人に伝えていく」と、今後の目標を語っておられました。



「自分たちが楽しくやっていたら、ばまわりにもきつと伝わるはず」と、にこやかに話をされる西尾さんから、とても大切なことを教えて貰いました。その後、西尾さんを交えたフリーディスカッションでは、大いに盛り上がり、参加者が同じ農業者としての悩みや、働く工夫なども共有しました。

午後の第二部では、七日町にある「プチノエル」に会場を移し、美味しいランチをいただきながら、一部のグループとは違った方々が新たに交流を深め、有意義な時間を過ごすことが出来ました。SNSで発信している農園のアカウント交換なども行われ、更なる交流のきっかけにもなったようです。

また次回も女性農業者が集い、学び合える企画を考えていきたいです。

（農業委員 富田 理恵子）

女性の農業委員会活動推進シンポジウム参加

令和7年3月5日、東京・砂防会館にて「女性の農業委員会活動推進シンポジウム」が開催されました。

初めに、「地域計画の実行に向けて」と題し、山形県農村づくりプロデューサー高橋信博氏より基調講演がありました。山形県寒河江市柴橋地区の地域計画作成の流れを、ポイントを押さえて丁寧にお話してくださいました。意向調査、耕作者年代調査を地図に反映し、10年後も農業を継続していける担い手、具体的に地域内の人、地域外の人、法人、生産組合など書き出していく。その話し合いの中から10年後管理が難しくなりそうな農地を白抜きにして、脱色（ブリーチ）地図を作成、白抜き農業農地等、誰が何を作って営農出来るのか検討するという手順で作成されていました。

ワークショップ等活用した話し合いは、女性と若者による話し合い、地域全体での調整会議等何回も行われ、計画を自分ごととして捉え参加出来るように工夫されていました。特に土地の性質（水持ちの良し悪し、ぬかりやすい、高台、砂地、果樹向き）を書き出し、営農計画を作り、具体

的な作物を提案、地域計画を連携させる取り組みは地域全体の熱意の賜物だと感じました。

次に、「最小人数の事務局を救うのは委員！委員連携活動記録簿」と題し、京丹波町農業委員会専門幹永武幸子氏より事例報告がありました。農業委員19名、農地利用最適化推進委員22名、事務局3名の組織構成で活動されています。地域計画策定に向けて、どの地域でも委員の活躍もあり話し合いが進んでいるそうです。その一助になっているのが、委員の活動記録簿を共有する事です。メリットとしては、委員活動の見える化、活動の整理、活動の意識高揚と積極的な活動への展開など、委員会活動遂行には大きく役立っているとお話でした。

広い会場いっぱい女性の委員、講演後今後の活動にすぐにでも役立たいという質問が沢山あり、熱気に包まれました。全国で農業、農地を守る活動をする方々の話を聞き、大変刺激を受けたシンポジウムでした。

（農業委員 遠藤 紀江）





みんなの広場



感謝を込めて

出羽地区 青山 裕子さん
あおやま ゆうこ

私は七浦で和菓子店を営んでおります『菓道八右工門』の四代目の妻です。

当店の始まりは、明治の終わり頃と聞いており、当時は雑貨なども商っていたそうです。二代目は、店主の妻がお客様との触れ合いが大好きな人で、一日中店頭にて来店されたお客様は「なかなか帰してもらえなかった。」という話も聞いております。三代目は、例えば葬儀で一軒のお宅に和菓子の盛籠が集中する場合などは、日持ちを考えて取って「花や缶詰など日持ちの良い物に代えてはどうですか。」と提案するなど、お客様からは「お金で買えないお付き合い。」と喜ばれている姿をよく目にしておりました。

そして、現在は五代目の時代。四代目が残してくれたいちご大福や季節ごとの果物大福を、地域の農家さんの協力を得て、さらに掘げようと奮闘しております。

地元山形の果物は、どの農家さんも拘りがあり、日々の研究と作物のレベルの高さに頭が下がります。丹精込めた果物を提供していただき感謝しております。

主人亡き後、沢山の方々に支えて頂いたお蔭様で、これまでやってこられました。数えきれないご支援に、この場をお借りして厚く御礼申し上げます。また、この様に応援して頂いたのは、主人の和菓子への情熱、スタッフの頑張り祖父母の信用があったからと有難く思っています。

和菓子を通してご家族、お友達の楽しい集まりや大切な日にお役に立てれば幸いです。お忙しい毎日にホッと一息、穏やかに過ごして頂けますよう、心がほっこり幸せなひとときのおともになれますよう精進して参ります。これから末長いお付き合いを頂けますことを心より念じております。

農地パトロール 実施のお知らせ



耕作されなくなった遊休農地は、荒廃が進むと雑草や害虫発生により周辺農地に悪影響を与えるだけでなく、不法投棄や火災を招く恐れもあります。

このような遊休農地の解消と発生防止のため、山形市農業委員会では、毎年8月頃に「農地パトロール」を実施しています。遊休農地が見つければ、所有者に営農再開や草刈りなどの管理をお願いします。調査に伺いましたら、ご協力をお願いします。

〈遊休農地の利用意向調査について〉

「農地パトロール」で見つかった遊休農地の所有者を対象として、毎年「遊休農地に係る利用意向調査」を実施しています（11月頃予定）。この調査は農地法で定められたもので、遊休農地の今後の利用について、所有者の方の意向をお尋ねするものです。調査票が届いた方は、ご協力をお願いします。

〈遊休農地に対する固定資産税の課税強化について〉

農地については固定資産税が軽減（軽減割合0.55）されていますが、次の①、②両方の条件に該当し、農業委員会から「農地中間管理機構との協議の勧告」を受けた場合は軽減されません。新たに軽減を受けられなくなった農地の固定資産税は、これまでより高額になります。

①農地として利用できずにも関わらず、耕作あるいは草刈りなどの維持管理がされていない。

②「遊休農地に係る利用意向調査」で農地中間管理機構への貸付を希望しない。

〈遊休農地の発生予防について〉

農地は一度荒らしてしまうと、元の状態に戻すのに大きな労力と費用が掛かります。定期的な草刈りを行うなど適正に管理して、農地の荒廃化を防ぎましょう。

また、営農継続、管理の難しい方は、農地中間管理機構への貸付もご検討ください。（詳しくは、5ページをご確認ください）

令和7年 山形市賃借料 情報について

令和6年1月から令和6年12月までに締結（公告）された賃貸借における賃借料の動向について、「令和7年山形市賃借料情報」を作成しました。
事務局窓口での配布のほか、山形市のホームページからもダウンロードすることができます。
農地の賃貸借契約締結の参考にご活用ください。



農地中間管理事業による農用地等の貸借について

「農地中間管理事業」とは、農地中間管理機構が、農地を貸したい方（出し手）から農地をまとめて借り入れ、耕作を希望する担い手農業者等（受け手）にまとまりのある形で貸し付けする制度です。地域計画区域内では、地域計画目標地図を実現するために、地域計画に沿った農地の集約化を推進します。

【対象となる農用地等】

市街化区域以外の農用地等

※受け手がいない農地・耕作困難農地を除く

【農用地等の貸付先となる担い手農業者】

○地域計画区域内

地域計画の目標地図で、対象農用地等の「農業を担う者」に位置付けられている農業者

○地域計画区域外

① 認定農業者

② 認定新規就農者

③ 経営面積1.5ha以上の農業者

④ 上記以外で、対象農用地等のある地域の地域計画の「地域内の農業を担う者一覧」に掲載されている農業者

【利用申込方法】

所定の申込書に必要事項を記入し、受付窓口にご提出ください。（申込書の様式は受付窓口に設置）

【利用申込受付窓口】

・山形市農協アグリセンター

・山形農協各支店・営農センター

【利用申込受付期間】

① R7.4.21(月)～R7.6.27(金)《R7.10 貸借開始見込》

② R7.6.30(月)～R7.8.29(金)《R7.12 貸借開始見込》

③ R7.9.1(月)～R7.11.28(金)《R8.3 貸借開始見込》

④ R7.12.1(月)～R8.1.30(金)《R8.5 貸借開始見込》

【利用にあたっての留意事項】

・要件を満たさない場合は、農地中間管理事業を利用できません。（詳しい要件は市HPをご覧ください。）

・毎年、年間賃料の0.75%の手数料が、出し手・受け手双方に発生します。

・各地域の地域計画において「地域内の農業を担う者一覧」に掲載されていない農業者の方が地域計画区域内の農地の借受を希望する場合は、事前に農政課にご相談ください。

市HPはこちら →



農地中間管理機構特例事業による農用地等の売買について

「農地中間管理機構 特例事業」とは、規模縮小や離農しようとする農家から、農地中間管理機構が農地を買い入れて、経営規模の拡大や効率的で安定的な農業経営を目指す農業者へ売り渡しを行う事業です。この事業を利用して農地を売買した場合、税制上の特例措置があります。

【対象となる農用地等】

農振農用地区域内の農用地等（売渡相手がいる場合に限る）

【売渡の相手方の要件】

以下の農業者に該当し、売渡し要件を満たす者

① 認定農業者

② 特定農業法人

③ 基本構想水準到達者

④ 認定新規就農者

○ 売渡し要件（下記の全てに該当すること）

(1) 地域計画の「地域の農業を担う者」に位置付けられていること。

(2) 売買する農用地等と現在の経営農地を合わせて、1ha以上の団地を形成すること。

(3) 売買する農用地等を含めて、経営面積が89aを超えること。

【利用申込方法】

所有者と売渡の相手方が一緒に、窓口へ利用相談にお越しください。農地中間管理機構と調整を行った後、必要書類を提出していただきます。

【利用相談窓口】

山形市農業委員会事務局（電話等でご予約ください）

【利用申込相談受付 期限】

① R7.7.4(金)まで 《所有権移転完了見込：R7.12下旬》

② R7.10.3(金)まで 《所有権移転完了見込：R8.3下旬》

③ R7.12.5(金)まで 《所有権移転完了見込：R8.5下旬》

④ R8.3.6(金)まで 《所有権移転完了見込：R8.8下旬》

【利用にあたっての留意事項】

・詳細な利用要件や税制上の特例措置については、市HPを必ずご確認ください。

・利用の際は、所有者に売却価格の2.0%の手数料が発生します。

・農地中間管理機構との調整に時間を要しますので、期限に関わらずお早めにご相談ください。

市HPはこちら →



●●● 農業者年金現況届について ●●●

5月末頃に農業者年金基金から現況届の用紙が直接受給権者に送付されますので、次のとおり提出をお願いします。なお、現況届を提出されなかった場合、農業者年金が差し止めになりますのでご注意ください。

- ◆ 提出時期 ◆ 6月1日から6月30日まで
- ◆ 提出場所 ◆ 市役所6階農業委員会又は最寄りのコミュニティセンター

経営移譲年金(特例付加年金)を受給されている方へ

経営移譲年金を受給している方が提出する現況届には右のような質問があります。すべての質問に回答して提出して下さい。

回答に一つでも「はい」があれば支給停止の可能性があるのでお気をつけください。

※1について、後継者の農作業手伝いは支給停止になりません。

※3について、農地中間管理機構へ貸しても支給停止になりません。

※6について、建物共済は含みません。

＜お問い合わせ先＞

農業委員会事務局 農政振興係

電話 023-641-1212 内線773

1 あなたご自身が農業を営んでいますか？	はい	いいえ
2 あなたご自身が農業を営む法人の構成員になっていますか？	はい	いいえ
3 後継者に貸している農地等又は特定農業用施設の返還を受けたり、売却・転用・貸付け等を行いましたか？	はい	いいえ
4 あなた名義で農業所得の納税申告をしましたか？	はい	いいえ
5 あなた名義で経営所得安定対策等交付金を申請しましたか？	はい	いいえ
6 あなた名義で農業共済(NOSAI)に加入しましたか？	はい	いいえ

令和7年度 山形市農業委員会 許可等日程

許可月	3条・4条・5条等の受付期間	総会開催日
7月	6月20日(金)～25日(水)	7月14日(月)
8月	7月22日(火)～25日(金)	8月13日(水)
9月	8月20日(水)～25日(月)	9月16日(火)

※農地法3条（農地に係る権利移動）、4条・5条（農地の転用）等の許可を受けるためには、上記の受付期間中に申請し、翌月13日頃開催の総会で許可・不許可の決定となります。

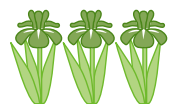
※許可申請には確認事項、必要書類がありますので事前にご相談ください。

お問い合わせ先：山形市農業委員会事務局（電話 023-641-1212 内線 775・776・916）

農委広報やまがた
バックナンバーは
こちらから



編集後記



大阪・関西万博が開幕した。始まる前は税金の無駄遣いなど、ネガティブな意見も多く大丈夫なのかとも考えたが、ふたを開けてみれば大盛況の模様。如何にもお祭り好きの日本人らしいなと感じた。

前回の大阪万博は私が生まれる前で、テレビや本の中のもの。筑波や愛知のときも実際に行くことはなかった。開催日程を見ると十月中旬までで、我が家の農作業を考えると少々難しい。せっかくお金をかけて作ったのだからもう少し長く開催してくれたらなと思う。

二年後には横浜で花博が開催される予定だ。園芸に携わる者として、会場に植える花苗の納入など何らかの形で参加したいものだ。

（編集委員 小松 武）